

令和元年 第8回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年8月5日(月) 午前9時00分～午前10時28分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(34人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員
7番 吉原春樹 委員	8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員
10番 野田弘之 委員	11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員
13番 井崎陽子 委員	15番 香月幸雄 委員	16番 香月伸幸 委員
17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員	19番 川崎敏樹 委員
20番 小柳眞佐美 委員	21番 森 邦之 委員	22番 石田義明 委員
23番 小野愛子 委員	24番 山口八州男 委員	25番 田口千津子 委員
26番 片渕秋正 委員	27番 松尾利助 委員	28番 光武直広 委員
29番 溝上博信 委員	30番 永石恒弘 委員	33番 中村康則 委員
34番 溝口修一郎 委員	35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員
37番 川崎 薫 委員		

4. 欠席委員(2人)

14番 池上勝文 委員 32番 南條喜代己 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 農地法第4条及び5条の規定による許可申請について

(3) 農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 令和元年白石町農用地利用集積計画(8号)の承認決定について

(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1)合意解約の報告

業務連絡事項 (1)第9回農業委員会総会の日時及び場所

(2)農業者年金加入推進について

(3)その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原雅紀 課長補佐兼農地農政係長 香月康彦

農地農政係長 吉原浩 農地農政係 川崎由香

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和元年 8 月第 8 回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第 8 回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、9 番中村勝郎委員から遅れる旨の連絡があっております。また、14 番池上勝文委員、32 番南條喜代己委員から欠席の届けがあっております。ただ今の出席委員は 36 名中 33 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、15 番香月幸雄委員、16 番香月伸幸委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 133 号 =

議長 はじめに、1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 133 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 133 号。

権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地の表示。大字新拓〇〇番、田 964 m²です。

譲渡人は、白石町大字築切〇〇番地、北揚の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字築切〇〇番地、道目の〇〇さんです。

耕作面積は、田 4,960 m²、畑 342 m²、計 5,302 m²です。

稼働力は男 1 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、1 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として8月2日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在、病気のため規模縮小を考えており、遠方の農地の所有権移転を希望されました。譲受人は、米、麦、大豆を中心に約50aの規模で営農されており、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第133号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第133号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第134号 =

議長 続きまして、議案番号第134号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第134号。

権利の種類は所有権移転(売買)です。

申請農地の表示。大字福富字楠籠〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、田939㎡、畑261㎡、計1,200㎡です。

譲渡人は、白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字八平〇〇番地、南区の〇〇さんです。

耕作面積は、田5,401㎡、畑261㎡、計5,662㎡です。

稼働力は男1名です。

申請の事由としまして、譲受人の要望です。譲受人は、今回、譲受される農地を含め、

すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。議案の位置図は2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として7月30日に、事務局と現地確認を行いました。譲渡人は、農地の管理が困難であることから、所有権の移転を希望されていました。譲受人は、今後申請地に隣接する場所に転居され、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第134号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第134号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第135号 =

議長 続きまして、議案番号第135号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第135号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字福富字西新地方〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字福富字本観音〇〇番、大字八平字八平〇〇番、〇〇番、田 19,098 m²、畑 8,681 m²、計 27,779 m²です。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さんです。借受人は、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さんです。

耕作面積は、田 29,299 m²、畑 8,746 m²、計 38,045 m²です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由としまして、親から子に対して使用貸借権の設定です。期間は令和元年 8 月 16 日から令和 11 年 8 月 31 日です。借受人は、今回借受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 135 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 135 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 136 号 =

議長 続きまして、議案番号第 136 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 136 号。

権利の種類は所有権移転（贈与）です。

申請農地の表示。大字八平字新開〇〇番、〇〇番、畑 4,361 m²です。

譲渡人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。

耕作面積は、田 24,809 m²、畑 4,971 m²、計 29,780 m²です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由としまして、子に対しての贈与です。相続時精算課税制度が適用されています。譲受人は、今回、譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 136 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 136 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 137 号＝

議長 続きまして、議案番号第 137 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 137 号。

権利の種類は所有権移転（贈与）です。

申請農地の表示。大字牛屋字一本松〇〇番、〇〇番、同じく字五本谷〇〇番、〇〇番、同じく字与三搦〇〇番、同じく字百姓搦〇〇番、大字戸ケ里字四本樟〇〇番、田 18,616 m²、畑 242 m²、計 18,858 m²です。

譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地、沖清の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地、沖清の〇〇さんです。

耕作面積は、田 87,379 m²、畑 6,315 m²、計 93,694 m²です。

稼働力は男 2 名、女 4 名です。

申請の事由としまして、子に対する贈与です。相続時精算課税制度が適用されています。譲受人は、今回、譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 137 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 137 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 138 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 138 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請について。
議案番号第 138 号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字横手字二本柳箆〇〇番、田 427 m²、同じく〇〇番、田 48 m²、同じく〇〇番の一部、田 522.1 m²、計 997.1 m²です。

第 4 条申請にかかる農地は、〇〇番と〇〇番の一部、第 5 条申請にかかる農地は〇〇番です。

貸付人は、白石町大字横手〇〇番地、大井の〇〇さんです。借受人及び申請者は、白石町大字横手〇〇番地、〇〇さんです。

転用目的は、農業用資材置場、農業用機械の駐停車場所、駐車場となっております。

転用の事由としまして、農業用機械の駐停車場所及び駐車場が不足していたため、令和元年 5 月頃に造成を行ったというものです。これについては始末書の提出がされています。

事業または施設の概要は、農業用資材置場 67.5 m²、農業用機械の駐停車場所 125.0 m²、駐車場 (15 台分) 225.0 m²、道路・その他 579.6 m²です。

位置及び影響等は、東側が宅地・境内地、西側が道路、南側が田・水路、北側は田・境内地・道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が〇〇番は当初から、〇〇番、〇〇番は平成 31 年 1 月 9 日に軽微で決定公告がなされています。

〇〇番、〇〇番については、農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更です。

〇〇番については、農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な

施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては3ページから4ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として7月31日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、農業用資材置場、農業用機械の駐停車場所、駐車場の整備を行われるものです。農業経営の基盤強化のための整備でもありますし、立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第138号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第138号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第139号＝

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第139号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案番号第139号。

権利の種類は賃借権設定です。

申請農地の表示。大字横手字二本柳籠〇〇番の一部、田173.9㎡です。

貸付人は、白石町大字横手〇〇番地、〇〇さん。借受人は白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さんです。

転用目的は、農業用機械倉庫となっております。

転用の事由は、農業用機械の保管場所が不足していたため、令和元年5月頃に農業用機械倉庫建築を目的として造成を行ったものです。始末書の提出があります。

事業または施設の概要は、農業用機械倉庫 173.90 m²です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が田、南側が用悪水路、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成31年1月9日に軽微にて決定公告がされています。

農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5ページから6ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として7月31日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、申請地に農業用倉庫の整備を行われるものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、一部、既に無断で転用されていることについては十分指導をしております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第139号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第139号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 140 号＝

議長 続きますて、議案番号第 140 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 140 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字福富下分字天神搦〇〇番、畑 311 m²、同じく〇〇番、畑 222 m²、計 533 m²です。

譲渡人は、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さん。譲受人は白石町大字福富下分〇〇番地、住ノ江区の〇〇さんです。

転用目的は、一般住宅、のり作業小屋、資材置場となっております。

転用の事由は、〇〇番は、昭和 58 年頃、譲受人の亡き父がのり作業小屋を建設した。また、平成 12 年頃に一般住宅を建築した。この件につきましては、始末書の提出がなされています。〇〇番は、のり竹等資材置場として利用したいとのことです。

事業または施設の概要は、一般住宅 133.96 m²、のり作業小屋 140.69 m²、のり資材置場 311.00 m²、通路・その他 62.35 m²です。宅地同時利用です。

位置及び影響等は、東側が宅地・井溝、西側が宅地・井溝、南側が宅地、北側は堤防です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が昭和 52 年 9 月 17 日に見直しにより決定公告がなされています。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 7 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、申請地に一般住宅、のり作業小屋、資材置場の整備を行われるものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、一部、既に無断で転用されていることについては十分指導をしております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 140 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 140 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 141 号＝

議長 続きまして、議案番号第 141 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 141 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字牛屋字一本松〇〇番、田 237 m²、同じく〇〇番、田 508 m²、大字牛屋字二本松〇〇番、田 864 m²、同じく〇〇番、畑 124 m²、計 1,733 m²です。

譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地、新盛の〇〇さん、白石町大字牛屋〇〇番地、新盛の〇〇さん。白石町大字牛屋〇〇番地、興亜の〇〇さん。譲受人は白石町大字牛屋〇〇番地、新盛の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場です。

転用の事由は、園児や職員の増加に伴い、駐車場が手狭になったため駐車場として利用したいというものです。

事業または施設の概要は、園舎 1,545.00 m²、園庭 1,454.95 m²、緑地 500.00 m²、駐車場（60 台分）1,733.00 m²です。宅地同時利用です。

位置及び影響等は、東側が雑種地・宅地、西側が田・道路、南側が宅地・水路、北側は田・道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直しにより決定公告がなされています。

〇〇番、〇〇番については、農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設、又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内

にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることです。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。

〇〇番、〇〇番については、農地区分は第 3 種農地。農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するものです。許可基準の該当事項としまして、許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9 ページから 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 7 月 31 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、今まで駐車場として使用していた土地に園舎を建設のため、申請地を購入し駐車場として使用するものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 141 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 141 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 142 号＝

議長 続きまして、議案番号第 142 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 142 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字戸ケ里字三本樟〇〇番、田 192 m²、同じく〇〇番、畑 58 m²、計 250 m²です。

譲渡人は、佐賀市開成〇丁目〇番〇号、〇〇さん、白石町大字戸ケ里〇〇番地、戸ケ里の〇〇さん。譲受人は大町町大字福母〇〇番地、株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんです。

転用目的は、建売分譲住宅です。

転用の事由は、申請地は現在、耕作がなされておらず、将来的にも耕作の予定がなく、また、近隣に今回の申請により影響を与える農地もないことから建売分譲住宅を建築したいというものです。

事業または施設の概要は、建売住宅（2 区画）153.00 m²、通路・その他 400.18 m²です。宅地同時利用です。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が宅地、南側が道路、北側は道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直しにより決定公告がなされています。

〇〇番については、農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等から概ね 500m 以内であることです。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。

〇〇番については、農地区分は第 3 種農地。農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するものです。許可基準の該当事項としまして、許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 8 月 3 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、申請地に建売分譲住宅の整備が行われるものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 142 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 142 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 143 号＝

議長 続きまして、議案番号第 143 号、4.「令和元年白石町農用地利用集積計画（8号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 143 号、令和元年白石町農用地利用集積計画（8号）の承認決定についてご説明します。

はじめに所有権移転関係でございます。今回は 21 件となっております。

整理番号の 1 番、買い手は六府方区の〇〇さん。売り手は六府方区の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字八平〇〇番、畑の 1 筆で 2,735 m²。利用目的は玉葱。所有権の移転時期は令和元年 8 月 6 日、支払期限は令和元年 8 月 30 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 35,159 m²です。

整理番号の 2 番、買い手は東六府方区の〇〇さん。売り手は六府方区の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番、畑の 1 筆で 4,904 m²。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は令和元年 8 月 6 日、支払期限は令和元年 10 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 94,679 m²です。認定農業者です。

整理番号の 3 番、買い手は東六府方区の〇〇さん。売り手は小城市の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番、畑の 1 筆で 2,743 m²。利用目的は玉葱、キャベツ。所有権の移転時期は令和元年 8 月 6 日、支払期限は令和元年 9 月 30 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 32,523 m²です。認定農業者です。

整理番号の 4 番、買い手は大西の〇〇さん。売り手は大西の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 2,874 m²。利用目的は苗床、玉葱。所有権の移転時期は令

和元年8月6日、支払期限は令和元年9月30日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は14,746㎡です。認定農業者です。

整理番号の5番、買い手は大和の〇〇さん。売り手は大西の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の1筆で2,877㎡。利用目的は苗床、玉葱。所有権の移転時期は令和元年8月6日、支払期限は令和元年9月30日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は14,923㎡です。認定農業者です。

整理番号の6番、買い手は新興の〇〇さん。売り手は新明4Aの〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の1筆で2,878㎡。利用目的は苗床、玉葱。所有権の移転時期は令和元年8月6日、支払期限は令和元年9月30日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は43,798㎡です。認定農業者です。

整理番号の7番、買い手は新興の〇〇さん。売り手は新明4Aの〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の1筆で2,878㎡。利用目的は苗床、玉葱。所有権の移転時期は令和元年8月6日、支払期限は令和元年8月30日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は19,836㎡です。認定農業者です。

次の8番から21番までの14件の買い手は、すべて鹿島市の〇〇さんです。利用目的、所有権の移転時期、支払期限、10a当たりの対価、取得後の経営面積は同じ内容となっております。

利用目的は小葱、所有権の移転時期は令和元年8月6日、支払期限は令和元年9月27日、10a当たりの対価はすべて〇〇円、取得後の経営面積は53,384㎡、認定農業者です。

売り手については、整理番号8番から順に地番、地積と総額のみ読みあげさせていただきます。

整理番号の8番、深浦西分の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の1筆で1,689㎡。総額で〇〇円です。

整理番号の9番、新興の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の1筆で1,929㎡。総額で〇〇円です。

整理番号の10番、日登の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の1筆で1,664㎡。総額で〇〇円です。

整理番号の11番、沖清の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の1筆で1,344㎡。総額で〇〇円です。

整理番号の12番、新明1Aの〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の1筆で1,344㎡。総額で〇〇円です。

整理番号の13番、興亜の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の1筆で1,055㎡。総額で〇〇円です。

整理番号の14番、興亜の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の1筆で883㎡。総額で〇〇円です。

整理番号の15番、西南の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の1筆で759

m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 16 番、古賀の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、〇〇番、畑の 2 筆で 5,751 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 17 番、大西の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 1,806 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 18 番、大和の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 1,063 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 19 番、大和の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、〇〇番、畑の 2 筆で 1,971 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 20 番、大和の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 957 m²。総額で〇〇円です。

整理番号の 21 番、大和の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 924 m²。総額で〇〇円です。

次に、利用権設定の関係でございます。3 ページから 10 ページにかけて 100 件、11 ページから 23 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 86 件、合わせまして 186 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 185 件、使用賃借権設定が 2 件となっております。そのうち新規が 108 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 79 件で、再設定は 78 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 79 件です。今回の利用権の総面積は 1,499,950 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 4 件、個人によるものが 96 件、農地中間管理機構によるものが 86 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 39 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、186 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局 審議の前に、新開の件で追加の説明をさせていただきます。

5 月に 33 名の方から申し出がありまして、5 月に 1 件、6 月に 14 件、7 月に 14 件、33 件中の 29 件があっせん契約まで終わっています。残りの 4 件につきましては、相続等でまだ未相続ということで終わっていないです。昨年度 10 月に〇〇さんから申し出があって、1 年経たないうちに、ほとんどの契約を終えることができました。お金の引き渡しについては、まだ終わっていませんけど、9 月いっぱいには終わる予定です。中心になっていただいた有明の委員さんありがとうございました。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。整理番号 1 番の方はあっせん事業に向いていないと思いますが。

事務局 認定農業者ではないですが、面積要件で町が条件とする 2 町 1 反 4 畝以上ありますので、あっせんで行ったものです。

○番 わかりました。

議長 他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 143 号、所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 143 の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、利用権設定関係で、○番の○○委員、○番の○○委員、○番の○○委員、○番の○○については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 143 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 143 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 144 号～第 149 号＝

議長 続きます、5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 144 号から 147 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 144 号。申し出農地の表示。大字福富下分字大福〇〇番、田の 1,949 m²、大字福富下分字七搦〇〇番、田の 966 m²、同じく〇〇番、田の 1,229 m²、同じく〇〇番、田の 2,305 m²、計 6,449 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。申請理由は、後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、13 ページから 16 ページをご覧ください。

議案番号第 145 号。申し出農地の表示。大字新明〇〇番、田の 3,922 m²、同じく〇〇番、田の 3,807 m²、計 7,729 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、西南の〇〇さんです。申請理由は、後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

議案番号第 146 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 4,774 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 3A の〇〇さんです。申請理由は、規模縮小による農地の処分です。議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

議案番号第 147 号。申し出農地の表示。大字遠江字遠江搦〇〇番、田の 3,506 m²、大字新拓〇〇番、田 1,810 m²、計 5,316 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、長崎市畝刈町〇〇番地、長崎市の〇〇さんです。申請理由は、離農による農地の処分です。議案の位置図は、19 ページから 20 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 144 号から議案第 147 号まで 4 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、議案番号第 144 号から議案番号第 147 号までご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の指名を議案書に記載しています。もう一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

議長 議案番号第 144 号から 147 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第 144 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 145 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 146 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 147 号。

○番 ○○番は、○番と○番委員でお願いします。

○番は、○番と○番でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 144 号は○番○○委員と○番○○委員、145 号は○番○○委員と○番○○委員、146 号は○番○○委員と○番○○委員、147 号は○番は○番○○委員と○番○○委員、○○番は○番○○委員と○番○○委員。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 144 号は○、145 号は○、146 号は○、147 号は○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくをお願いします。

議長 次に、農地の買受（借受）希望、議案番号第 148 号及び 149 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 148 号

希望農地の条件は、地域等が須古地区で、1 区画 60 a 程度で、作付作目は小葱、借受希望です。

あっせん申出者は、白石町大字大渡○○番地、下箕具の○○さんです。

議案番号第 149 号

希望農地の条件は、地域等が大字八平地区で、作付作目は蓮根、借受、買受希望です。

あっせん申出者は、白石町大字福富○○番地、東区の○○さんです。

以上、議案番号第 148 号から議案第 149 号まで 2 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、議案番号第 148 号から議案番号第 149 号までご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 議案番号第 148 号、149 号の事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任

についてよろしくお願ひします。

議案番号第 148 号。

○番 ○番と○番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 149 号。

○番 ○番と○番委員でお願ひします。

議長 それでは確認をいたします。議案番号第 148 号は○番○○委員と○番○○委員、149 号は○番○○委員と○番○○委員です。事務局の担当職員をお願ひします。

事務局長 議案番号第 148 号は○、第 149 号は○です。以後の連絡調整につきましては担当職員の方によろしくお願ひします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしくお願ひします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

① 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願ひします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

① 第 9 回農業委員会総会の日時及び場所

② 農業者年金加入推進について

③ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第 8 回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 28 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員